

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 2 0 日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

裁判所書記官 八 木 一 行

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 1 2 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 2 月 1 9 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 2 月 2 6 日 午前 9 時 3 0 分 場 所 千葉地方裁判所松戸支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 3 月 1 2 日 午後 1 時 3 0 分 場 所 千葉地方裁判所松戸支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 2 月 2 7 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 3 月 3 日 午後 4 時 3 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 2 0 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7, 230, 000 5, 784, 000	一括	1, 446, 000	68, 129	11, 121
1	2, 830, 000				
2	4, 400, 000				



物 件 目 録

1 所 在 野田市中根新田字八幡
 地 番 140番12
 地 目 宅地
 地 積 203.00平方メートル

2 所 在 野田市中根新田字八幡
 140番地12

家屋 番号 140番12

種 類 居宅 店舗

構 造 木造スレート葺平家建

床 面 積 99.37平方メートル

(現況)

構 造 木造コンクリート瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 約115.37平方メートル
 2階 約28平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年12月 2日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

裁判所書記官 八 木 一 行

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 野田市中根新田字八幡
 地 番 140 番 12
 地 目 宅地
 地 積 203.00 平方メートル

2 所 在 野田市中根新田字八幡
 140 番地 12
 家屋 番号 140 番 12
 種 類 居宅 店舗
 構 造 木造スレート葺平家建
 床 面 積 99.37 平方メートル

(現況)

構 造 木造コンクリート瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 約 115.37 平方メートル
 2 階 約 28 平方メートル



令和7年(ヌ)第41号
令和7年9月3日受理
令和7年10月2日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所松戸支部

執行官 村 井 清 英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 所 在 | 野田市中根新田字八幡 |
| | 地 番 | 1 4 0 番 1 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 3 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 野田市中根新田字八幡 |
| | | 1 4 0 番地 1 2 |
| | 家屋 番号 | 1 4 0 番 1 2 |
| | 種 類 | 居宅 店舗 |
| | 構 造 | 木造スレート葺平家建 |
| | 床 面 積 | 9 9 . 3 7 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	未実施	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ （物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	3 枚目「その他の事項」のとおり	
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☒ 構造：木造コンクリート瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 ☒ 床面積：1 階 約 1 1 5 . 3 7 m ² （うち増築部分約 1 6 m ² ） 2 階 約 2 8 m ² （うち増築部分約 2 8 m ² ）	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件建物を居宅・店舗として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項	3 枚目「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
 (2 枚目)

そ の 他 の 事 項

■本件土地について

- 1 南西側で市道に接する宅地で、本件建物の敷地として利用されている。
- 2 市道沿い約12㎡のセットバックを要する(未登記増築された店舗部分がセットバック部分にかかっている可能性がある)。
- 3 北東側で私道に接しているが、鋼製波板の塀で塞がれており利用はしていない(債務者(所有者)は私道の共有持分等を有していない)。
- 4 本件建物の南東側には、南西側市道付近から北東側私道付近に至るまで木・樹脂波板製の下屋が造られており、業務用冷蔵庫、ボイラーが設置されているほか、スチール製物置(基礎がなく動産である)、和菓子製造用の什器類が大量に置かれている。

■本件建物について

- 1 和菓子製造の作業場・店舗、居宅として利用されている建物で、債務者(所有者)によれば、北東側の居宅部分が最初に建てられており、次に作業場が、次いで店舗(2階は居室)が増築され、東側の2階部分が最後に増築されたとのことである(増築部分はいずれも未登記)。それぞれの建築時期は不明であり、店舗、東側2階部分は10年位前に建てたとのことであったが、現場の状況等からそれよりかなり以前に建てられたものと思われる。なお、和菓子製造・販売は殆ど行われていない様である。
- 2 債務者(所有者)からは本件建物の状態等について適切な陳述を得ることができなかったため、建物の不具合や設備の故障等の有無については不明であるが、居宅部分の床、畳は撓んで踏み抜きそうな部分が多く、本件建物の中では比較的新しい店舗部分の2階ですら雨漏り跡が見られる(写真15参照)等、老朽化による汚損の程度は著しい。尿尿処理が汲み取りである等、設備の陳腐化も著しく、現状建物を再生利用することは考え難いものと思われる。
- 3 作業場内には井戸ポンプがあるほか、餅つき機、ボイラー、業務用冷凍庫・冷蔵庫等の重量のある機器が多々置かれている。なお、機器の多くが故障もしくは不調とのことである。
- 4 作業場から出る雑排水処理については債務者(所有者)の認識がなかったが、南東側下屋内にコンクリートで低い堰止めが造られており、そこから西側市道にある升(設置者、用途不明)に配水管が繋がっている様であった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者(所有者)	1 ここには自分が妻と住んでいます。 (以上、令和7年9月9日に面談聴取) 2 ペットは飼っていません。 3 居宅部分が最も古くに建てられ、作業所、店舗、東側2階部分の順に増築しています。それぞれの建築時期はわかりませんが、店舗、東側2階部分は10年位前に建てました。 (以上、令和7年9月30日に面談聴取)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年9月9日 (火) 12:25-13:05	物件所在地	物件確認 占有調査 外観写真撮影 債務者(所有者)に面談聴取
R7年9月24日 (水) 14:20-14:25	物件所在地	電話連絡不調のため訪問 立入調査期日指定
R7年9月30日 (火) 10:40-12:03	物件所在地	立入調査(物件確認 占有確認 図面作成 写真撮影) 評価人同行 債務者(所有者)に面談聴取
R7年10月1日 (水) 10:15-10:32	法務局松戸支局	周辺土地の登記事項証明書取得
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

登記年月日：昭和46年1月9日

580493

第140-12

140-127, -12

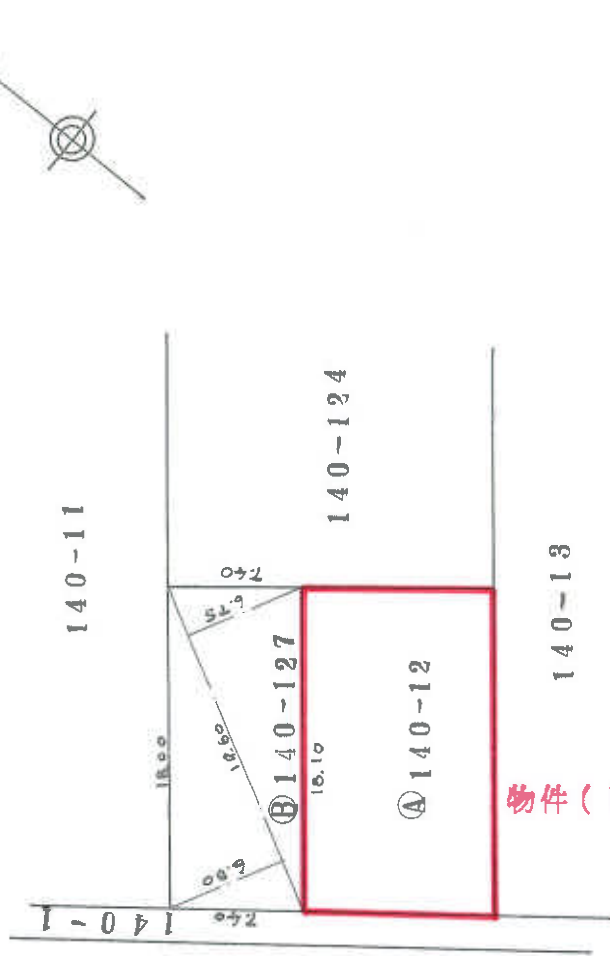
野田市中根新田字八幡

地積測量図

作製年月日
昭和46年1月8日

作製者

申請人



物件(1)の土地

求積
 $\textcircled{B} 19.60 \times 6.80 + 6.75 \times \frac{1}{2} = 132.7900 \text{ m}^2$

(千葉土地家屋調査士会用紙)

縮尺 1/300

A3判をA4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法律局柏支店管轄)

令和7年8月1日

東京法律局中野出張所

登記官

(7 枚目)

請求番号：5-1

登記年月日：昭和48年12月7日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉県地方税務局相支局管轄)
令和7年7月25日 東京法務局中野出張所

(8 枚目)

登記官

請求番号：7-3

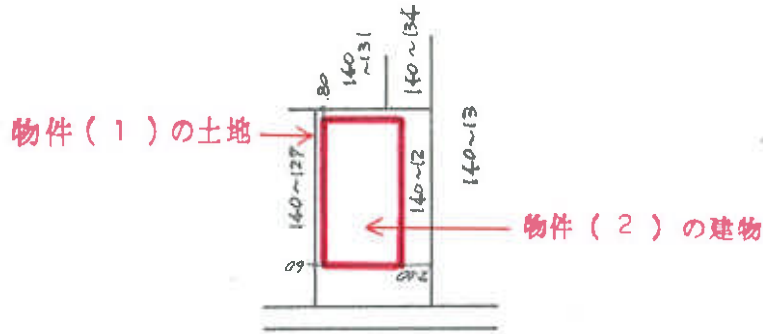
613

建物階平面図

家屋番号	140~12
建物の所在	野田市中根新田字八幡140~12

製作年月日	昭和48年12月6日	製作者
-------	------------	-----

申請人



A3判をA4判に縮小

(千葉県土地家屋調査士会 用紙)

縮尺	1/200	1/500
----	-------	-------

548.12-7

登録年月日：昭和48年12月7日

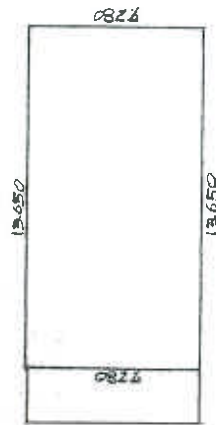
613

家屋番号	140~12
建物の所在	野田市根新田字八幡140~12

建物階面図

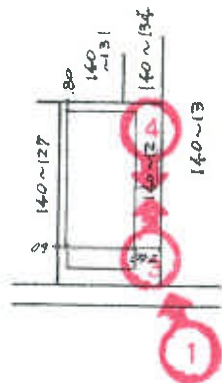
作製年月日
昭和48年12月6日

作製者



1階
床面積
 $7280 \times 13650 = 99,372,000 \text{ m}^2$
+ 約 $16 \text{ m}^2 = 115,37 \text{ m}^2$

写真撮影位置と方向

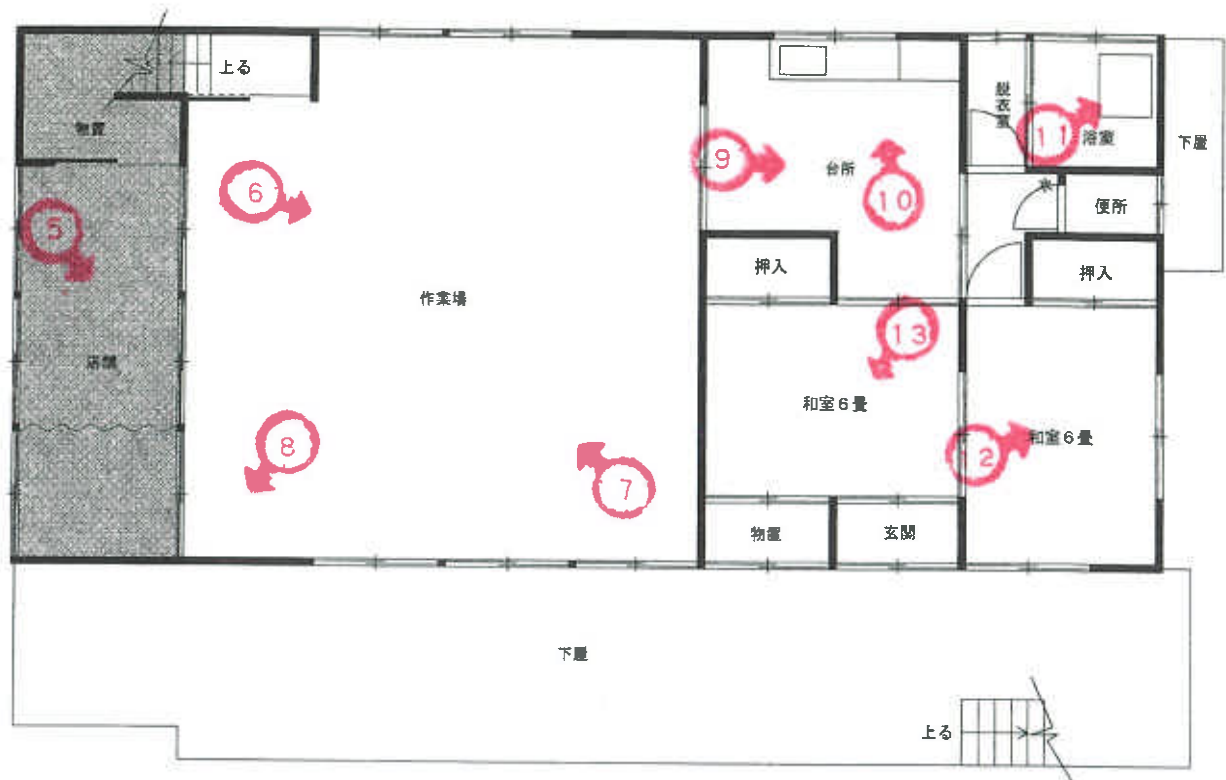


2階床面積 約 28 m^2

(「築土地家屋調査士会」用紙)

548/12-7

本図面はA3版の原本を縮小コピーした



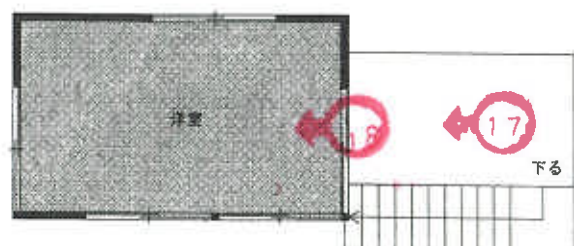
1 階間取図



2 階間取図



増築範囲を示す





1



2



3



4



5



6



7



8



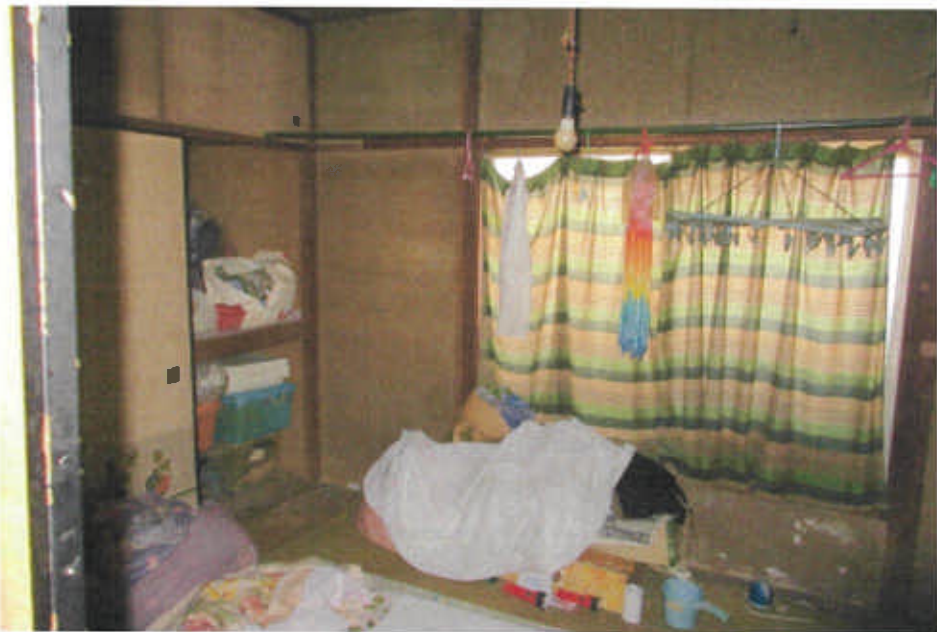
9



1 0



1 1



1 2



1 3



1 4



1 5



1 6



1 7



1 8

(BIT用)

令和 7 年 (又) 第 4 1 号

令和 7 年 9 月 3 0 日 現地調査

令和 7 年 1 0 月 1 日 評 価

第 3 3 0 4 号 発行番号

令和 7 年 1 0 月 3 日 提 出 日

千葉地方裁判所
松戸支部民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

増 間 真 一

第1 評価額

一括価格	
金7,230,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金2,830,000円
物件2（建物）	金4,400,000円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件価格は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて評価するものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり。		同左
2	物件目録記載のとおり。		構 造 木造コンクリート瓦・亜鉛メッキ 鋼板葺 2 階建 床面積 1 階 約115.37㎡ 2 階 約28㎡ 住居表示未実施
番 号	特 記 事 項		
—	—		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

- 1 所 在 野田市中根新田字八幡
 地 番 140 番 12
 地 目 宅地
 地 積 203.00 平方メートル

- 2 所 在 野田市中根新田字八幡
 140 番地 12
 家屋 番号 140 番 12
 種 類 居宅 店舗
 構 造 木造スレート葺平家建
 床 面 積 99.37 平方メートル

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	東武野田線「野田市駅」の南東方・道路距離約1.05km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	駐車場が混在する中規模住宅が多い従来からの一般住宅地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個 別的な規制を考慮 しない一般的な規 制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 指定50% 指定100% 指定無 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点 調査地域
画 地 条 件	形状(略長方形), 地勢(概ね平坦), 接道方位(南西), 間口(約10.7 m), 奥行(約18m), 高低差(道路と概ね等高), 地積(203.00㎡(登記 とほぼ同じ)である)	
接面道路の状況	南西側市道(51078号線), 幅員(約2.9m・原道約1.82m), 連続性 (普), 舗装(アスファルト), 歩道(無), 側溝(無)	
	建築基準法上の種類	第42条2項
	セ ッ ト バ ッ ク	約12㎡要す。
	北東側私道(持分等なし), 幅員(約4m), 連続性(否), 舗装(アスフ アルト), 歩道(無), 側溝(無)	
	建築基準法上の種類	非
	セ ッ ト バ ッ ク	不要
	再 建 築 の 可 否	可能(第1種低層住居専用地域で建築可能な 種類に限る。)
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。敷地一杯に建物・下屋 等が存している。北西側隣地は一般住宅である。南東側隣地は駐 車場である。北東側私道とはトタン板製の簡易な塀が設置されて いる。電気は当該私道上の電信柱から通電している。	

供給処理施設 (敷地内までの引き込みを基準に引き込みが有る場合を「あり」、無い場合を「なし」とした。)	上水道 あり(井戸もあり) ガス配管 なし(接道市道下に本管あり) 下水道 不明(接道市道下に本管あり)
土 壌 汚 染 等	登記過去地目は畑であった。昭和44年の空中写真では畑の様子である。その後、物件2建物が建築(増築)されて、現在に至っていると推定する。 土壌汚染の存在する可能性は低いと推定する。 現存建物に係る以外、土地利用を著しく妨げる地下埋設物の存在する可能性は低いと推定する。 周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。(野田市生涯学習課文化財係)
特 記 事 項	——

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭和48年11月25日新築 約52年(増築年不明・特記事項参照) 0年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備	木造 コンクリート瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 波鋼板等 塗壁、プリント合板等 杉板、石膏ボード等 杉板、CF、畳、土間コンクリート等 キッチン、浴室、トイレ等 (電気、水道、井戸、プロパンガス、くみ取り式トイレ)
床面積(現況)	1階 増築約16㎡を含め約115.37㎡ 2階 約28㎡ 延べ面積 約143.37㎡	
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅店舗 4K+店舗+作業場(別添間取図の通り)
品 等	劣(旧仕様)	

保守管理の状態	劣 内外共、全般的に老朽化している。床の沈む箇所が多数あった。雨漏り跡も多数あった。作業場の菓子製造機、冷蔵庫等は古く使用不能と思われる。
建物の利用状況	所有者が和菓子製造販売店を自営しつつ家族で居住している。
特 記 事 項	昭和57年空中写真では店舗は見えるが、奥の2階は見えない。平成2年空中写真では奥の2階は見えない。平成19年空中写真では奥の2階も見える。 当該建物の使用資材建築時期等から推察するに石綿(アスベスト)を含有する資材が使用されている蓋然性を否定できないが、飛散性は低く通常使用上は問題は低いと推定する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	62,800	0.99	203.00	0.7	8,835,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示等 (野田(県) - 10)

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $69,900\text{円}/\text{㎡} \times 100/100 \times 100/104 \times 100/107 = 62,800\text{円}/\text{㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：南東道路+4%

◇地 域 格 差：街路、交通接近、環境、行政条件格差等を考慮した。+7%

標準画地は、近隣地域において、土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

イ 個 別 格 差：南西道路+4%、北東道路接面考慮+1%、セットバック相当部分考慮-6% = 計(相乗積)-1%

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：更地化費用等を考慮した。-30%

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延べ面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ＝エ
2	140,000	143.37	0.01	201,000

ウ 現価率

物件 番号	①耐用年数法(定額法)				②観察減 価率(%)	現価率 ①D×②
	A 経過年数 (年)	B 経済的残存耐 用年数(年)	C 残価率 (%)	D 定額法に よる率		
2	52	0	5	0.05	0.2(－80%)	0.01

①耐用年数法(定額法)

$$D(\text{定額法による率}) = B \div (A + B) \times (100 - C) \div 100 + C \div 100$$

②観察減価率

旧仕様かつ内外状況等考慮－80%

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、更に競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ＝ウ
1	8,835,000	0.6	法定地上権	5,301,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を60%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①カ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (1万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	8,835,000	－5,301,000		1.0	0.8	2,830,000
2	201,000	＋5,301,000	1.0	1.0	0.8	4,400,000

一括価格（合計）	7,230,000
----------	-----------

ウ 占有減価修正：減価はないと判定した。

エ 市場性修正：特にはない。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 県基準地（野田（県）－10）

所 在 野田市桜台字原ノ内195番46

価 格 69,900円／㎡

位 置 東武野田線「野田市駅」の南東方道路距離約850mに位置する。

価 格 時 点 令和7年7月1日

地 積 163㎡

供給処理施設 水道，ガス，下水

接 面 街 路 南東側幅員5m市道

用途指定等 第1種低層住居専用地域（建蔽率50%，容積率100%）

地域の概要 中小規模住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 建物間取図

以上

位置図



縮尺: 1 / 10,000

地理院タイル(国土地理院)を加工して作成

9

0 250 500m



中根新田

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉地方法務局柏支局管轄)
令和7年8月1日 東京法務局中野出張所

本図面はA3版の原本を縮小コピーした

請求番号: 5-1

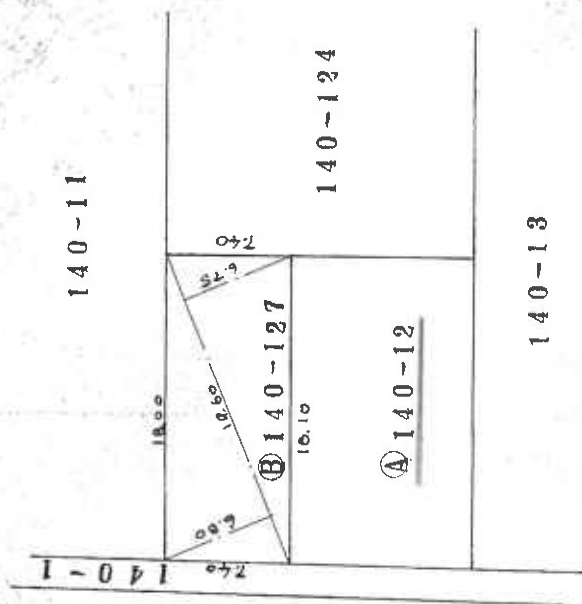
新田中野

地積測量圖

46. 1. 9

46 年 1 月 8 日

作者



求積

⑧ $19.60 \times (6.80 + 6.75) \frac{1}{2} = 132.7900 \text{ m}^2$

(千葉土地家屋調査士会用紙)

1 300

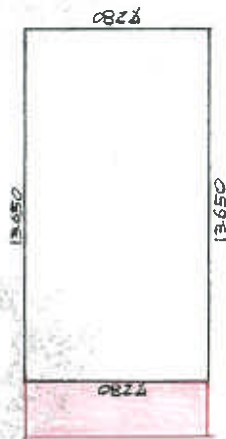
登記年月日：昭和48年12月7日

613

家屋番号	140~12
建物の所在	野田市中新田字八幡140~12

建各
階平
面図

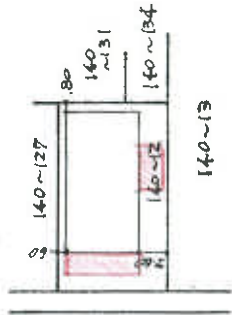
作製年月日	昭和48年12月6日	作製者
-------	------------	-----



176 床面積
 $7280 \times 13650 = 99,372,000 \text{ m}^2$
 $+ 9316 \text{ m}^2 = 115,37 \text{ m}^2$



上階床面積 115.37 m²

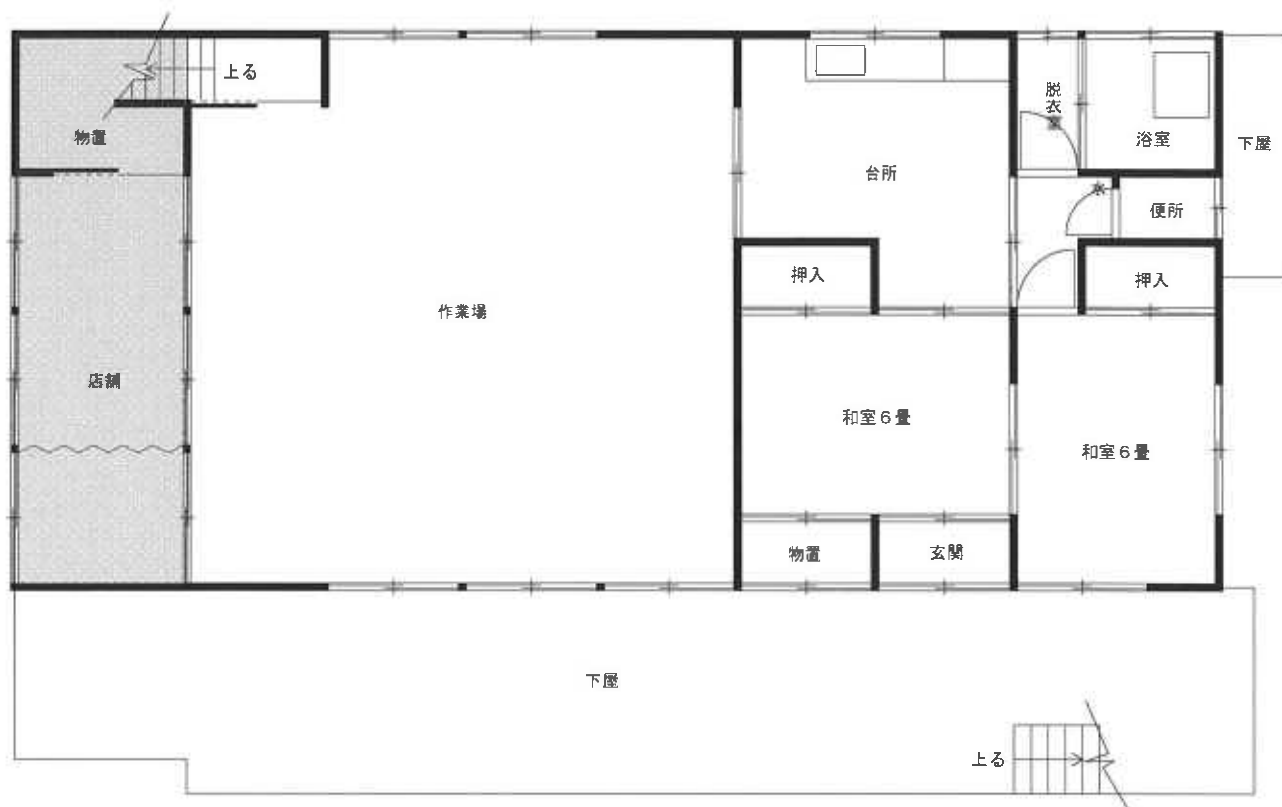


(千葉県地家屋調査士会 用紙)

縮尺	1/200	1/500
----	-------	-------

548.12.7

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉県地家屋調査士会 用紙) 土地建物位置関係図
令和7年7月25日 東京法務局中野出張所
本図面はA3版の原本を縮小コピーした



1 階間取図



増築範囲を示す



2 階間取図

